

令和7年度
京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金
<質問集>

京都府 健康福祉部 地域福祉推進課

目次

- 問 1 「介護テクノロジー等」とは何か。
- 問 2 補助金の事前協議等は法人単位か。
- 問 3 同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した 1 事業所として計 2 事業所として計算すべきか。
それとも併設されているので 1 事業所とすべきか。
- 問 4 年度途中から補助対象機器等のリースを行う場合の補助対象となる期間はいつか。
- 問 5 消費税は補助対象経費か。
- 問 6 介護ソフト等の購入形態による補助はどのようになるか。
- 問 7 補助金交付申請額の 1,000 円未満切り捨ての取扱いはどうか。
- 問 8 「介護業務支援」の定義について教えてほしい。
- 問 9 どのようにきょうと福祉人材育成認証制度の宣言手続きをすればよいのか。
- 問 10 補助要件である「科学的介護情報システム（LIFE）の情報収集に協力している又は介護テクノロジー導入後に協力予定である」とは、どのような内容を想定しているか。
- 問 11 補助対象要件のセキュリティ対策自己宣言制度は、どのような内容を想定しているか。
- 問 12 どのようなサービスが利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置しなければならないのか。
- 問 13 どのようなサービスが令和 7 年度内に「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始しなければならないのか。
- 問 14 介護ソフトは職員数に応じて補助限度額が決められているが、職員数の考え方について教えてほしい。
- 問 15 介護ソフトを導入する場合の留意事項について教えてほしい。
- 問 16 一つの介護ソフトを複数の事業所で導入する場合、見積書をどのように作成すればよいのか。
- 問 17 生産性向上に関するセミナーはどのようなものを受講すればよいのか。
- 問 18 生産性向上に関するセミナーを受講する時期はいつでもよいのか。
- 問 19 生産性向上に関するセミナーの受講はどのように確認するのか。
- 問 20 介護テクノロジーの導入にあたって、複数の機種を導入してもよいのか。
- 問 21 他の補助金と重複して申請することは可能か。
- 問 22 事前協議をしても採択されない場合があるのか。
- 問 23 まだサービスを提供していないが、申請してもよいのか。
- 問 24 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は対象になるか。
- 問 25 1 つの法人から複数の事業所の申請は可能か。
- 問 26 例えば、見守り支援機器と Wi-Fi を導入する場合、どのように所要額調書を作成すればよいのか。

問 1

Q : 「介護テクノロジー等」とは何か。

A : 「介護ロボット等」及び「ICT機器等」の総称です。

問 2

Q : 補助金の事前協議等は法人単位か。

A : 事前協議は法人単位で行ってください。

なお、補助金の申請についても、法人単位で行ってください。また、複数の介護サービス事業所で申請する場合は、事業所ごとに導入計画及び所要額調書を別葉としてください。

ただし、空床利用型の短期入所生活介護または短期入所療養介護は、別葉とする必要はありません。

問 3

Q : 同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した 1 事業所として計 2 事業所として計算すべきか。それとも併設されているので 1 事業所とすべきか。

A : 指定ごとに 1 事業所となるため、併設されていても 2 事業所とカウントします。

問 4

Q : 年度途中から補助対象機器等のリースを行う場合の補助対象となる期間はいつか。

A : リースの場合には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されますが、補助金申請年度の 2 月末までの経費を対象としています。

問 5

Q : 消費税は補助対象経費か。

A : 対象外です。

問6

Q：介護ソフト等の購入形態による補助はどのようになるか。

A：介護ソフト等の補助額の考え方は「補助対象額＝事業実施期間における支払金額」となります。例えば、使用权（ライセンス）が複数年の介護ソフトでも、事業実施期間に全額支払った場合は全額が補助対象となります。

問7

Q：補助金交付申請額の1,000円未満切り捨ての取扱いはどうか。

A：補助対象経費に補助率を乗じて得た額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切捨てるものとします。

（例：所要額調書）

●介護テクノロジー等導入事業

→(C)欄に記載する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨て

●介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

→(Q)欄合計欄に記載する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨て

●介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援事業

→(W)欄合計欄に記載する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨て

問8

Q：「介護業務支援」の定義について教えてほしい。

A：別添「介護テクノロジー利用の重点分野」に記載のとおり「介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム」のことを指します。

具体的な機器等については、公益財団法人テクノエイド協会が提供する「[福祉用具情報システム](#)」でご確認ください。

問9

Q：どのようにきょうと福祉人材育成認証制度の宣言手続きをすればよいのか。

A：京都府福祉人材サポートセンター事務局（電話 075-693-8703）にお問い合わせください。ホームページについては以下のとおりです。

[＜きょうと福祉人材育成認証制度の概要＞＜事業者の方 | 京都福祉情報サイト【kyoto294.net】＞](#)

問 1 0

Q：補助要件である「科学的介護情報システム（LIFE）の情報収集に協力している又は介護テクノロジー導入後に協力予定である」とは、どのような内容を想定しているか。

A：介護ソフトを用いて当該システムへ利用者の情報やサービス提供に関する内容を提出することや当該システムからフィードバックを受けた情報からサービスの実施状況・結果の把握、利用者像や利用者の課題の把握を行うこと等を想定しています。

問 1 1

Q：補助対象要件のセキュリティ対策自己宣言制度は、どのような内容を想定しているか。

A：独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★二つ星」のいずれかを宣言していることが補助対象要件となります。

なお、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として宣言を申し込んでください。

（補足）SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

「SECURITY ACTION」の概要説明

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>

「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>

問 1 2

Q：どのようなサービスが利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置しなければならないのか。

A：該当するサービスは以下のとおりです。

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設

- 介護医療院
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

問 1 3

Q：どのようなサービスが令和7年度内に「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始しなければならないのか。

A：該当するサービスは以下のとおりです。

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 居宅療養管理指導
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護
- 地域密着型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 居宅介護支援
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護

- 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 介護予防支援
- 訪問型サービス（みなし）
- 訪問型サービス（独自）
- 訪問型サービス（独自／定率）
- 訪問型サービス（独自／定額）
- 通所型サービス（みなし）
- 通所型サービス（独自）
- 通所型サービス（独自／定率）
- 通所型サービス（独自／定額）

問 1 4

Q：介護ソフトは職員数に応じて補助限度額が決められているが、職員数の考え方について教えてほしい。

A：職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数のことを指します。また、その職員数には、管理者や生活相談員等の職員も算入いただいて差し支えありません。

問 1 5

Q：介護ソフトを導入する場合の留意事項について教えてほしい。

A：介護ソフトを導入する場合は、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであり、転記等の業務が発生しないものであることを確認してください。

また、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所のいずれかの事業所において、介護ソフトを導入する場合、以下の点を販売元等に確認してください。

- 「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること
- 公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていること

問 1 6

Q : 一つの介護ソフトを複数の事業所で導入する場合、見積書をどのように作成すればよいのか。

A : 原則として見積書は事業所ごとに作成してください。
同一法人で一つの介護ソフトを導入し、複数の事業所で使用する場合は、職員数等で按分のうえ、事業所ごとに計上してください。
なお、その際には、按分したことが分かる資料を添付してください。

問 1 7

Q : 生産性向上に関するセミナーはどのようなものを受講すればよいのか。

A : 該当のセミナーは以下のような研修が対象です。

- ・ 京都府社会福祉協議会主催の「生産性向上推進セミナー」
(URL) [生産性向上推進セミナー](#)
- ・ 厚生労働省委託事業の「生産性向上ビギナーセミナー」
(URL) [厚生労働省 令和 7 年度 介護現場の生産性向上に関する普及加速化事業一式生産性向上ビギナーセミナー / 生産性向上フォローアップセミナー | セミナー・イベント | NTT データ経営研究所](#)
- ・ 厚生労働省委託事業の「生産性向上フォローアップセミナー」
(URL) [厚生労働省 令和 7 年度 介護現場の生産性向上に関する普及加速化事業一式生産性向上ビギナーセミナー / 生産性向上フォローアップセミナー | セミナー・イベント | NTT データ経営研究所](#)
- ・ 京都府が実施する生産性向上に関するセミナー
 - ① 「生産性向上を行うリーダーのためのマネジメント研修」
 - ② 「テーマ別セミナー福祉業界の DX リテラシー①」
 - ③ 「テーマ別セミナー福祉業界の DX リテラシー②」
 - ④ 「テーマ別セミナー福祉業界の DX リテラシー③」
 - ⑤ 「生産性向上に関するビギナー向けのセミナー」

※詳細は以下の URL からご確認ください。

 - ①～④ : [テーマ別セミナー](#)
 - ⑤ : [R7 生産性向上セミナー チラシ](#)

なお、令和 7 年 6 月 1 1 日及び 1 3 日に開催された生産性向上推進セミナーに参加された事業所については、改めてオンデマンド形式で受講する必要はありません。

問 1 8

Q : 生産性向上に関するセミナーを受講する時期はいつでもよいのか。

A : 効果的な機器等の導入につなげるため、補助金の導入計画書を作成する前に受講してください。

問 19

Q：生産性向上に関するセミナーの受講はどのように確認するのか。

A：報告書や復命書等の研修受講者名、受講日、受講内容が分かるものを交付申請時に提出していただきます。
なお、様式は任意です。

問 20

Q：介護テクノロジーの導入にあたって、複数の機種を導入してもよいのか。

A：補助は1機種限りであり、同一年度内に複数の機種を同一の目的で導入する場合、複数の機種への補助は認めることはできません。
(例：2種類の介護ソフトを導入する場合等)

問 21

Q：他の補助金と重複して申請することは可能か。

A：他の補助金の補助要件や補助対象経費が同一のものである場合は、本事業の補助対象とはならないのでご注意ください。

問 22

Q：事前協議をしても採択されない場合があるのか。

A：予算の範囲内で補助金を交付するため、採択されない場合があります。
予算を超えた場合は、より多くの事業所での導入を促進する観点から、過去に当該補助金や京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金の交付を受けて介護テクノロジー等を導入した実績のない法人・事業所を優先して採択します。
また、交付額の調整（減額）を行う場合があります。

問 23

Q：まだサービスを提供していないが、事前協議の対象となるか。

A：交付申請時までには、指定等を受け、サービスを開始している必要があります。

問 2 4

Q : 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は対象になるか。

A : 「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ対象となります。

問 2 5

Q : 1 つの法人から複数の事業所の申請は可能か。

A : 可能です。

提出書類については法人でとりまとめて提出してください。

なお、提出書類は以下のとおり作成してください。

- 事前協議書 ← 法人単位
- 導入計画書 ← 事業所単位
- 所要額調書 ← 事業所単位
- 見積書 ← 事業所単位
- カタログ ← 事業所単位

問 2 6

Q : 例えば、見守り支援機器と Wi-Fi を導入する場合、どのように所要額調書を作成すればよいのか。

A : 見守り支援機器と Wi-Fi の経費を見守り支援機器の導入台数で按分した金額を所要額調書に入力してください。